3.3 科される罰は、事案に関する事実及び状況によるものとし、並びに違反の程度及び重大性に応じたものとする。

3.4 加盟国は、次の事項を回避するための措置を維持することを確保する。

(a) 罰及び税を評価し、及び徴収する際に生ずる利益相反

(b) 3.3の規定に適合しない罰の評価又は徴収の誘因を創出すること。

3.5 加盟国は、関税法令又は税関手続上の要件の違反について罰を科する場合には、当該罰が科される者に対し、当該違反の性質及び当該違反に対する罰の額又は範囲を定める適用される法令又は手続を特定する説明を書面により提供することを確保する。

3.6 関税法令又は税関手続上の要件の違反の状況にある者が加盟国の税関当局による当該違反の発見前に当該税関当局に対して当該状況を自発的に明らかにする場合には、当該加盟国は、適当なときは、その者に対する罰を確定する際に、当該罰を軽減する要素としてこの事実を考慮するよう奨励される。

3.7 3の規定は、通過運送に関する罰（3.1に規定するもの）について適用する。

第七条　物品の引取り及び通関

1　到着の前の手続の処理

1.1 加盟国は、物品の到着の時にその引取りを迅速に行うことを目的として、物品の到着の前に手続の処理を開始するため、輸入書類その他の所要の情報（積荷目録を含む。）の提出を認める手続を採用し、又は維持する。

1.2 加盟国は、適当な場合には、物品の到着の前に手続の処理を行うため、電子的な様式による書類の事前の提出について定める。

2　電子的な納付

加盟国は、実行可能な範囲において、輸入及び輸出の時に課される関税、租税、手数料及び課徴金であって税関が徴収するものについて、電子的に納付することを選択することを認める手続を採用し、又は維持する。

3　関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な決定からの引取りの許可の分離

3.1 加盟国は、物品の到着の前、到着の時又は到着の後できる限り速やかに関税、租税、手数料及び課徴金の最終的な決定が行われない場合においてその他全ての法的な規制が満たされているときに、当該決定の前に物品の引取りを許可することができる手続を採用し、又は維持する。

3.2 3.1の引取りを行うことができる条件として、加盟国は、次のいずれかを要求することができる。

(a) 物品の到着の前又は到着の時に決定した関税、租税、手数料及び課徴金の納付並びにいまだ決定していない額についての保証人による保証、保証金又は自国の法令に定める他の適当な保証手段の形態による保証

(b) 保証人による保証、保証金又は自国の法令に定める他の適当な保証手段の形態による保証

3.3 当該保証については、当該保証の対象となる物品について最終的に納付されるべき関税、租税、手数料及び課徴金の納付を確保するために当該加盟国が必要とする額を超えてはならない。

3.4 罰金又は科料を科することが必要とされる違反行為が発見された場合には、科され得る当該罰金又は科料については、保証を要求することができる。

3.5 3.2及び3.4に規定する保証が必要でなくなった場合には、当該保証は、解除される。

3.6 この3の規定は、加盟国が物品を検査し、留置し、差し押さえ、没収し、又は当該加盟国の世界貿易機関協定の下での権利及び義務に反しない他の方法により処理する権利に影響を及ぼすものではない。

4　危険度に応じた管理手法

4.1 加盟国は、可能な限り、税関管理のために危険度に応じた管理手法の制度を採用し、又は維持する。

4.2 加盟国は、恣意的若しくは不当な差別又は国際貿易に対する偽装した制限を回避するような方法で、危険度に応じた管理手法を設計し、及び適用する。

4.3 加盟国は、危険度の高い貨物に税関管理及び可能な限りその他の関連する国境管理を集中させ、危険度の低い貨物の引取りの許可を迅速に行う。加盟国は、危険度に応じた管理手法の一部として、当該税関管理及び国境管理のため貨物を無作為に選定することもできる。

4.4 加盟国は、危険度に応じた管理手法を、適当な選定の基準による危険性の評価に基づいて適用する。当該選定の基準には、特に、統一システムコード、物品の性質及び品名、原産国、仕出国、物品の価額、貿易業者の遵守に関する記録並びに輸送手段の種類を含めることができる。

5　通関後の監査

5.1 加盟国は、物品の引取りを迅速に行うため、関税法令その他関連する法令の遵守を確保するための通関後の監査を採用し、又は維持する。

5.2 加盟国は、危険度に応じた方法により、通関後の監査の対象となる者又は貨物を選定するものとし、当該方法には、適当な選定の基準を含めることができる。加盟国は、透明性のある方法で、通関後の監査を実施する。ある者が監査の対象となり、当該監査につき明確な結果が得られたときは、当該加盟国は、その記録について当該監査を受けた者に対し、その結果、当該者の権利及び義務並びに当該結果の理由の根拠を遅滞なく通知する。

5.3 通関後の監査において得られた情報については、更なる行政上又は司法上の手続において使用することができる。

5.4 加盟国は、実行可能なときは、危険度に応じた管理手法を適用するに当たり、通関後の監査の結果を利用する。

6　引取りまでに要する平均的な時間の確定及び公表

6.1 加盟国は、特に世界税関機構（この協定において「WCO」という。）の引取りまでに要する時間の調査等の手段を利用し、定期的に、かつ、一貫した方法により、自国の物品の引取りまでに要する平均的な時間を測定し、及び公表するよう奨励される（注）。

注　加盟国は、自国のニーズ及び能力に従い、引取りまでに要する平均的な時間の測定の範囲及び方法を決定することができる。

6.2 加盟国は、引取りまでに要する平均的な時間の測定に関する自国の経験（使用された方法、特定された障害及び当該調査が効率性に及ぼした影響を含む。）を委員会と共有するよう奨励される。

7　認定事業者のための貿易の円滑化に関する措置

7.1 加盟国は、特定の基準を満たす事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、7.3の規定に従い、貿易の円滑化に関する追加の措置であって輸入、輸出又は通過の方式及び手続に関連するものを提供する。これに代えて、加盟国は、全ての事業者にとって一般的に利用可能な税関手続により当該措置を提供することができるものとし、別の制度を制定することを要求されない。

7.2 認定事業者としての資格を有するための特定の基準は、加盟国の法令又は手続に定める要件の遵守に関連するもの又は当該要件の不遵守の危険性に関連するものとする。

(a) 当該基準は、公表されるものとし、次のものを含めることができる。

(i) 関税法令その他関連する法令の遵守に関する適当な記録

(ii) 必要な内部の統制を可能にするために記録を管理する制度

(iii) 財務上の支払能力（適当な場合には、十分な保証の提供を含む。）

(iv) サプライチェーン・セキュリティ